



【労農記者クラブ提供】

大阪労働局発表
平成23年10月12日

担当	大阪労働局職業安定部職業対策課
電話	(06)4790-6311

「希望者全員 65 歳働ける企業」実施割合は前年より

2.1 ポイントの増加、とりわけ中小企業が進展

～平成23年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）集計結果～

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成23年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け（平成25年4月から65歳）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（注1）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業1万1,052社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は97.0%（前年比0.4ポイント減少）。【別表1】

◇ 中小企業に係る経過措置が平成22年度をもって終了^{（注2）}したことが、「実施済み」割合が減少した要因と考えられる。

2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は43.6%（同2.1ポイント上昇）。

【別表5】

◇ 「31～300人」の中小企業は46.5%（同2.3ポイント上昇）。うち「31～50人」が55.6%（同4.5ポイント上昇）と最も高い。

◇ 「301人以上」の大企業は22.8%（同0.5ポイント上昇）となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。

(2) 「70歳まで働ける企業」の割合は17.5% (同1.9ポイント上昇)。【別表6】

- ◇ 「31～300人」の中小企業は18.4% (同2.0ポイント上昇)。うち「31～50人」が20.3% (同2.8ポイント上昇)と最も高い。
- ◇ 「301人以上」の大企業は11.3% (同1.5ポイント上昇)となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年を迎えた人(4万942人、31人以上規模企業)のうち、継続雇用を希望しなかった人は1万925人(26.7%)、継続雇用された人は2万9,178人(71.3%)、基準に該当せず離職した人は839人(2.0%)。【別表7】

- ◇ 希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人(8,711人、31人以上規模企業)のうち、継続雇用された人は7,028人(80.7%)。
- ◇ 基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人(2万8,987人、31人以上規模企業)のうち、継続雇用された人は1万9,730人(68.1%)、基準に該当せず離職した人は804人(2.8%)。

<集計対象>

31人以上規模の企業 11,052社

中小企業 (31～300人規模) : 9,702社

(うち31～50人規模 : 3,381社、51～300人規模 : 6,321社)

大企業 (301人以上規模) : 1,350社

(注1) 定年の引き上げ、及び継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成24年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

なお、「継続雇用制度の導入」については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められているが、事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入した時は、措置を講じたものとみなされる。

(注2) 事業主は継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で対象となる高年齢者に係る基準を設けることが認められているが、300人以下規模企業の場合、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められていた。

(注3) パーセント表示の内容については、小数点第2位を四捨五入していることから、合計値で100%にならない場合もある。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

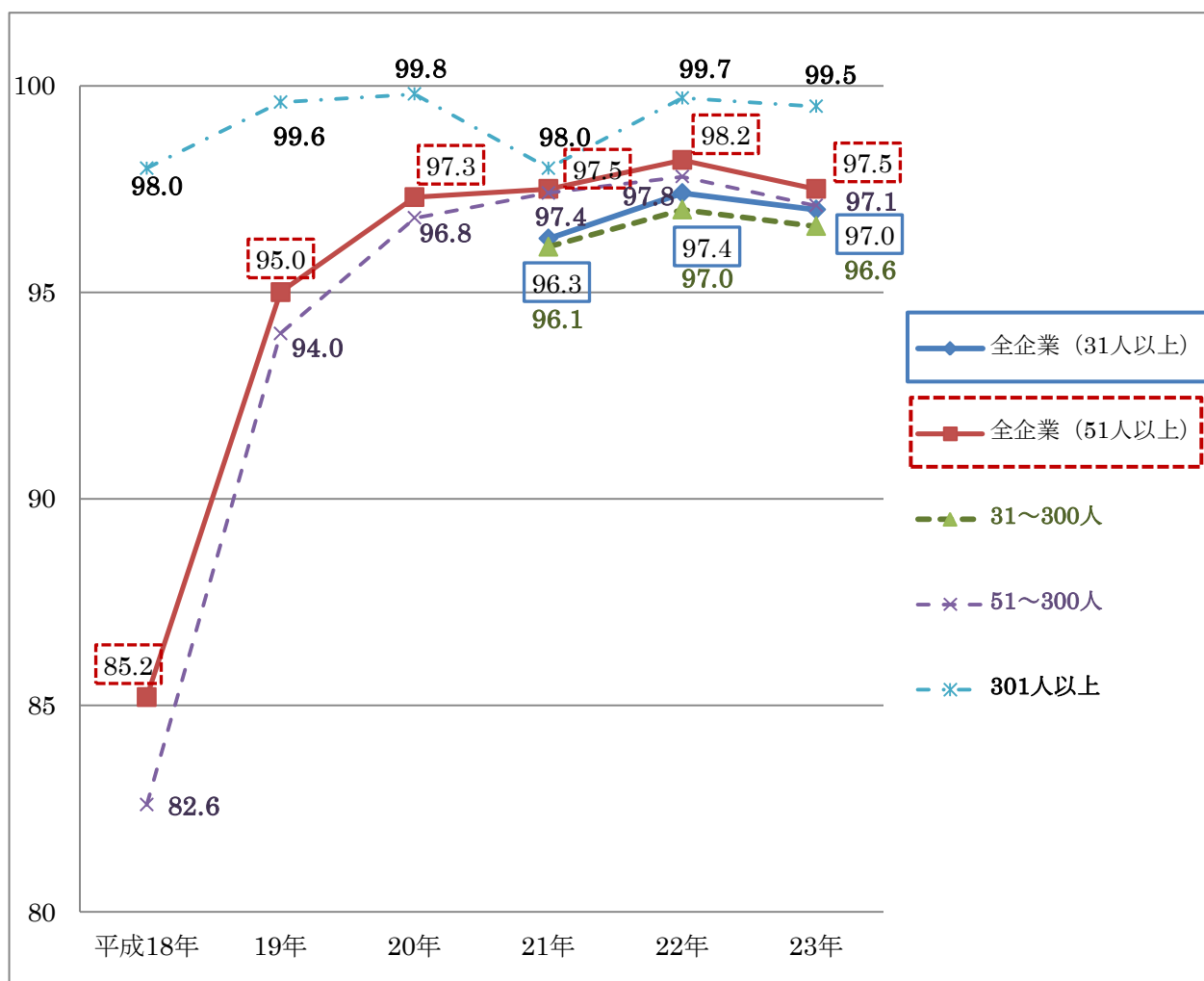
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は97.0%（10,716社）（前年比0.4ポイントの減少）、51人以上規模の企業で97.5%（7,481社）（同0.7ポイントの減少）となっている。

雇用確保措置を未実施である企業の割合は3.0%（336社）（同0.4ポイントの上昇）、51人以上規模企業で2.5%（190社）（同0.7ポイントの上昇）となっている。（別表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.5%（1,343社）（前年比0.2ポイントの減少）、中小企業では96.6%（9,373社）（同0.4ポイントの減少）となっている。

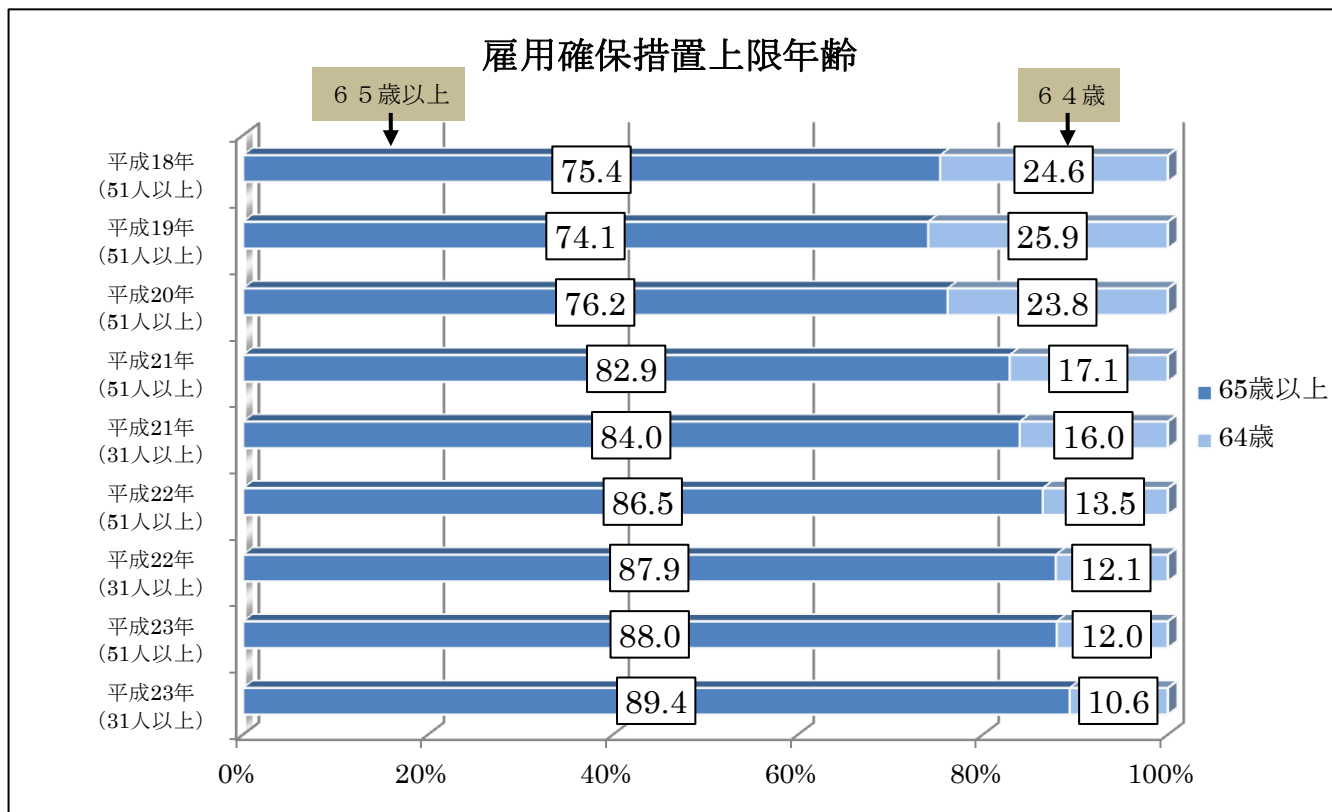
中小企業に係る経過措置が平成22年度をもって終了したことが、実施企業割合の減少の要因であると考えられる。（別表2）



(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は10.6%(1,135社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は89.4%(9,581社)(同1.5ポイントの上昇)となっている。(別表3)

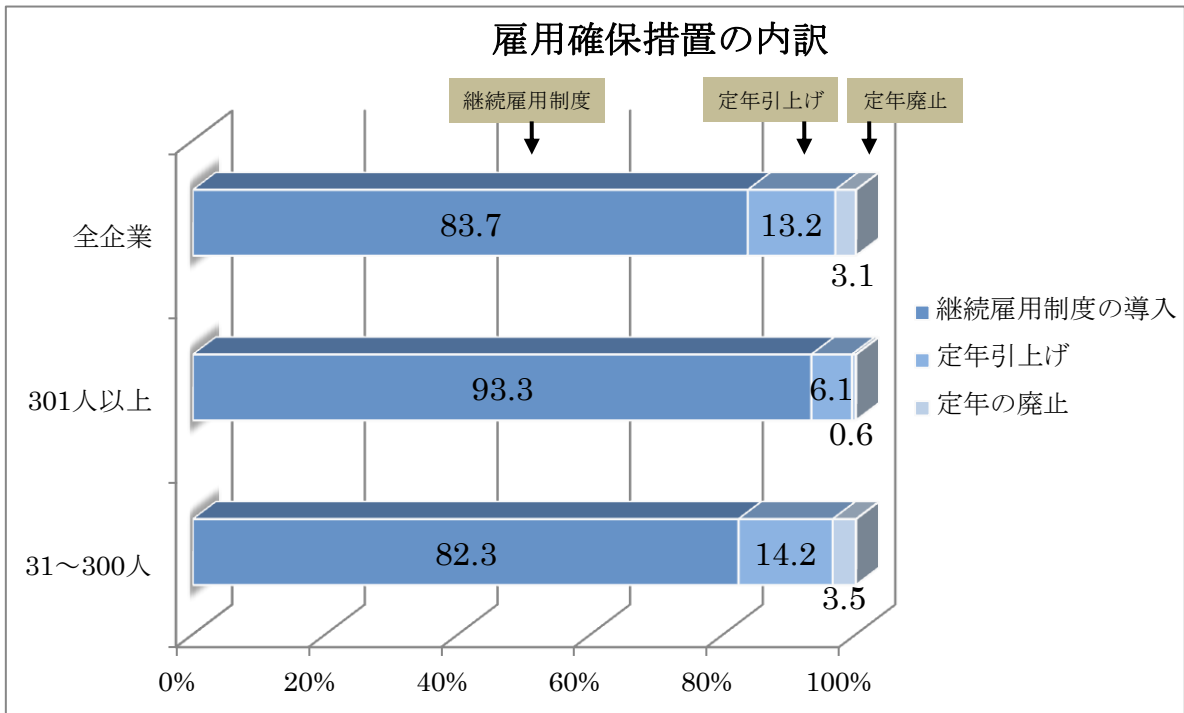


(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.1%(334社)(同0.3ポイントの上昇)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 13.2%(1,416社)(同0.8ポイントの上昇)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 83.7%(8,966社)(同1.1ポイントの減少)

となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



(5) 継続雇用制度の内訳

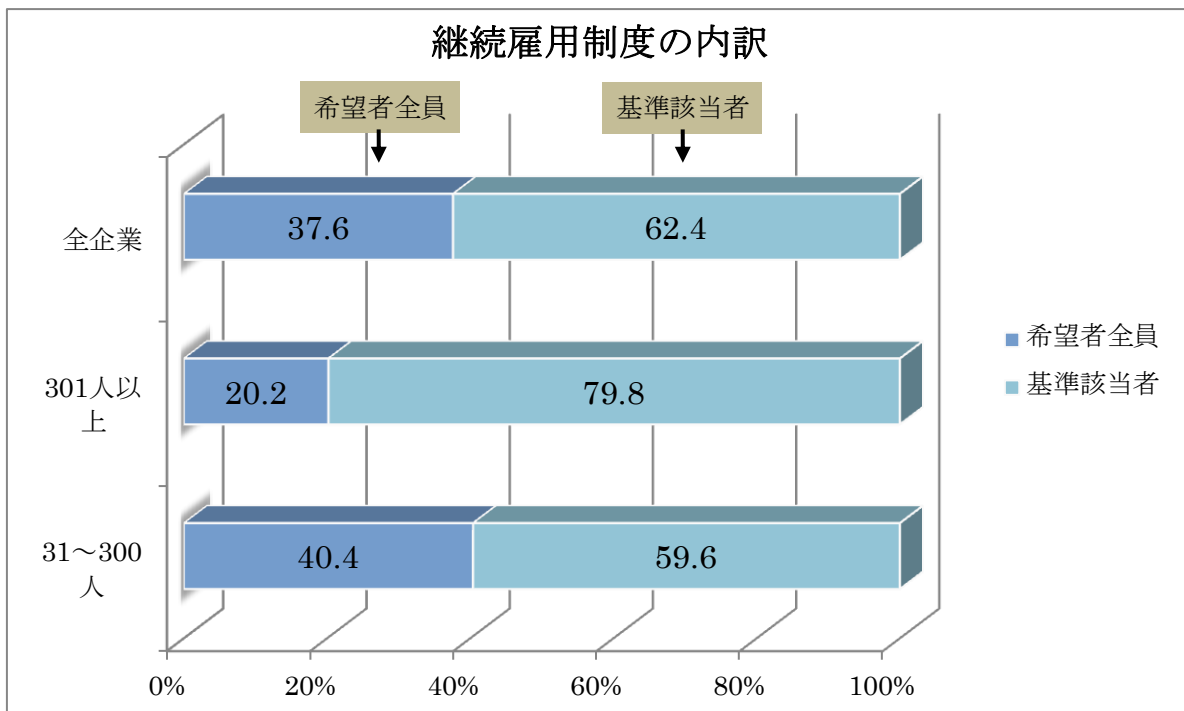
「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(8,966社)のうち、

①希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は37.6%(3,368社)

(同1.8ポイントの上昇)、

②対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は62.4%(5,598社)、

となっている。(別表4-2)



2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

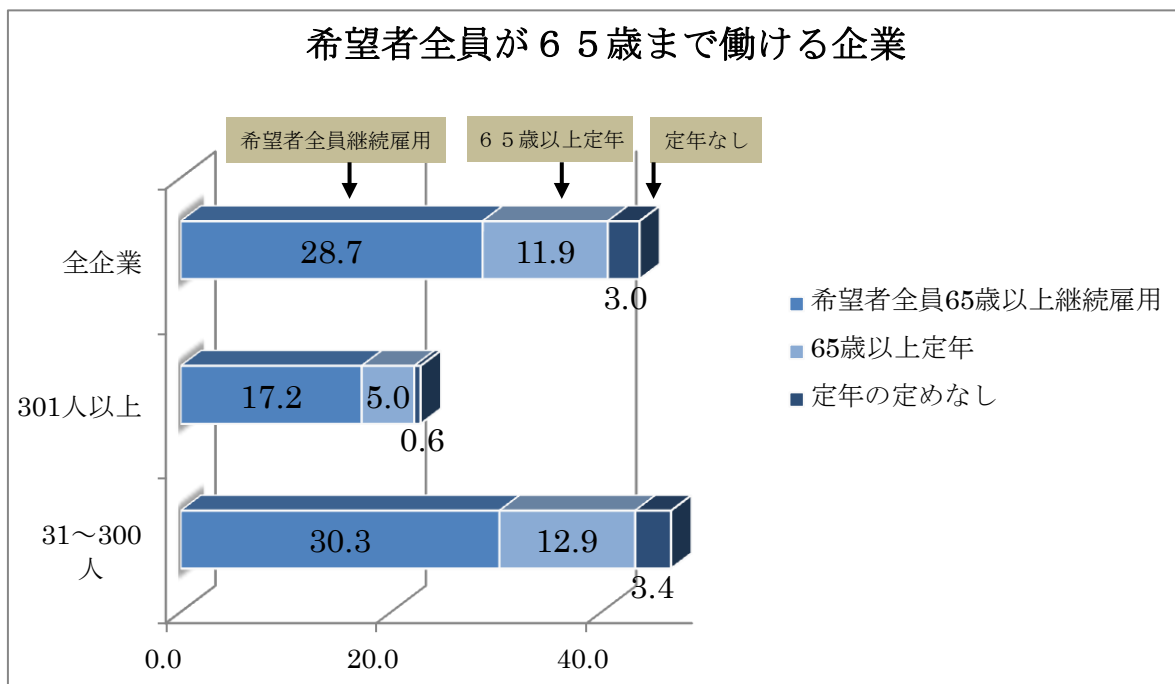
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は43.6%(4,817社)(同2.1ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では46.5%(4,509社)(同2.3ポイント上昇)、

②大企業では22.8%(308社)(同0.5ポイント上昇)、

となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表5)



(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

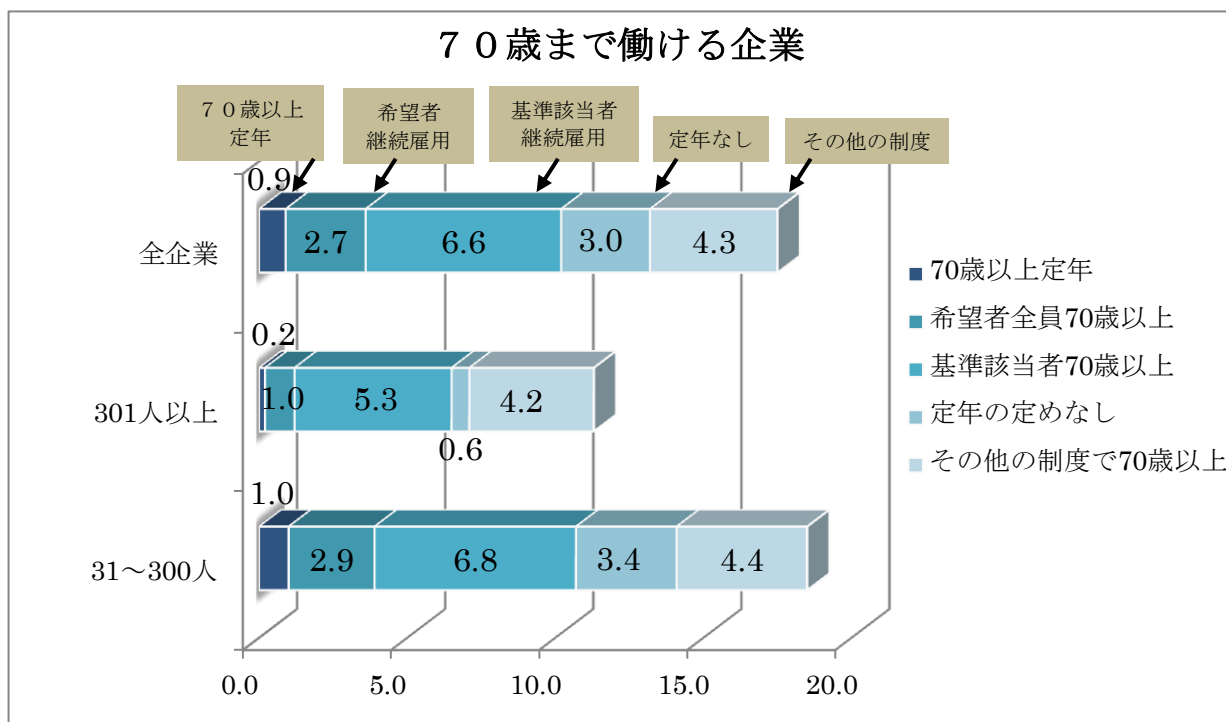
「70歳まで働ける企業」の割合は17.5%(1,937社)(同1.9ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では18.4%(1,784社)(同2.0ポイント上昇)、

②大企業では11.3%(153社)(同1.5ポイント上昇)、

となっている。(別表6)

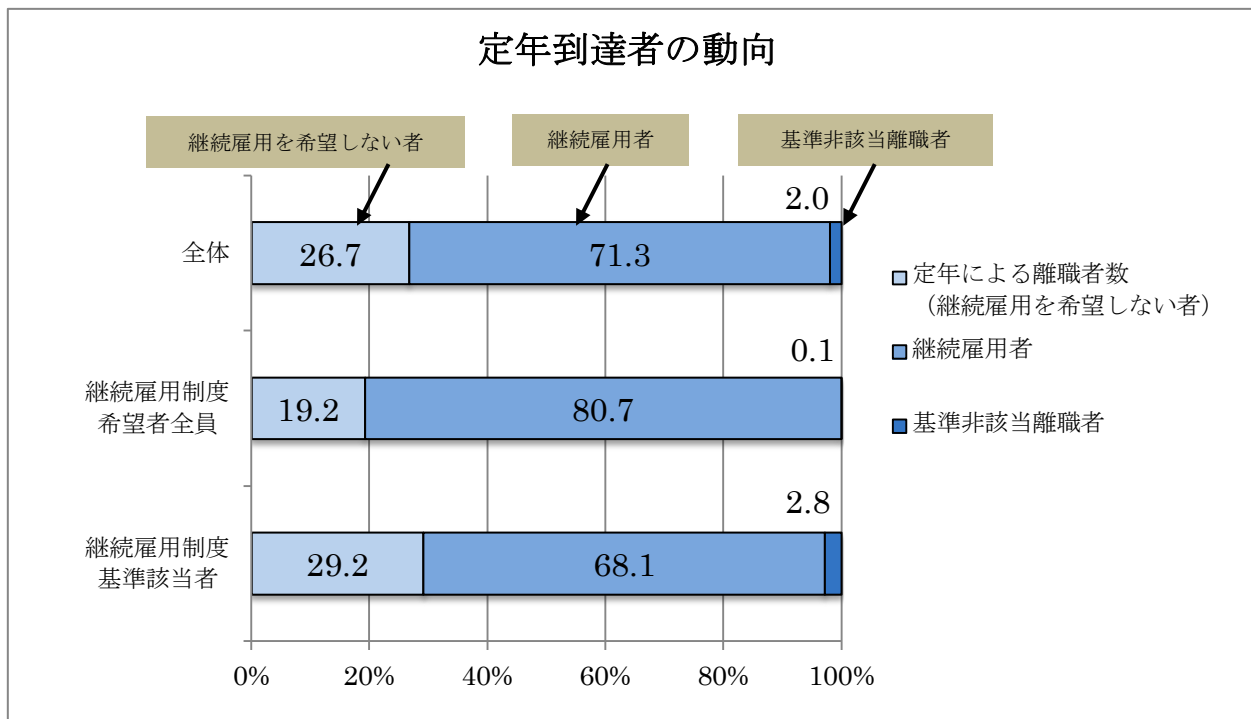


3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(4万942人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は1万925人(26.7%)、定年後に継続雇用された者は2万9,178人(71.3%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は839人(2.0%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.2%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は2.8%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

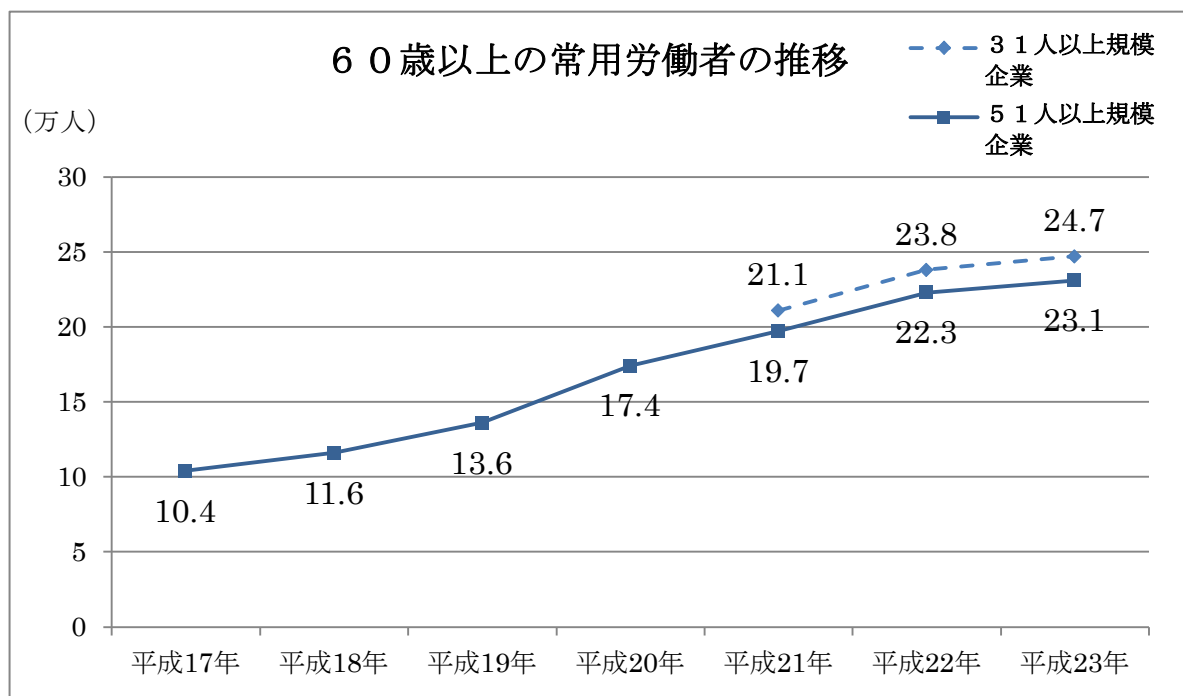
- ①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者8,711人のうち、継続雇用された者の数(割合)は7,028人(80.7%)、
 - ②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者2万8,987人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1万9,730人(68.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は804人(2.8%)、
- となっている。(別表7)



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は23万1,360人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、12万7,245人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は24万7,036人であり、平成21年と比較すると、3万5,977人増加している。(別表8)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置については、中小企業に係る経過措置切れを含む未実施企業が 336 社あることから、引き続き、大阪労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の普及

平成 25 年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が 65 歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60 歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が 65 歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		①+②合計	
31～300人	9,373	(9,486)	329	(289)	9,702	(9,775)
	96.6%	(97.0%)	3.4%	(3.0%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	3,235	(3,139)	146	(149)	3,381	(3,288)
	95.7%	(95.5%)	4.3%	(4.5%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	6,138	(6,347)	183	(140)	6,321	(6,487)
	97.1%	(97.8%)	2.9%	(2.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	1,343	(1,346)	7	(4)	1,350	(1,350)
	99.5%	(99.7%)	0.5%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	10,716	(10,832)	336	(293)	11,052	(11,125)
	97.0%	(97.4%)	3.0%	(2.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	7,481	(7,693)	190	(144)	7,671	(7,837)
	97.5%	(98.2%)	2.5%	(1.8%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31～50人	95.7%	(95.5%)	4.3%	(4.5%)				
	51～100人	96.4%	(97.0%)	3.6%	(3.0%)				
	101～300人	98.0%	(98.8%)	2.0%	(1.2%)				
	301～500人	99.3%	(99.7%)	0.7%	(0.3%)				
	501～1,000人	99.5%	(99.8%)	0.5%	(0.2%)				
	1,001人以上	99.7%	(99.7%)	0.3%	(0.3%)				
	合計	97.0%	(97.4%)	3.0%	(2.6%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	98.1%	(97.9%)	99.0%	(99.0%)	1.9%	(2.1%)	1.0%	(1.0%)
	製造業	97.2%	(96.9%)	97.9%	(97.8%)	2.8%	(3.1%)	2.1%	(2.2%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	96.2%	(96.7%)	97.2%	(98.1%)	3.8%	(3.3%)	2.8%	(1.9%)
	運輸、郵便業	97.6%	(97.8%)	97.9%	(98.3%)	2.4%	(2.2%)	2.1%	(1.7%)
	卸売業、小売業	96.4%	(97.3%)	96.9%	(98.0%)	3.6%	(2.7%)	3.1%	(2.0%)
	金融業、保険業	99.0%	(99.0%)	100.0%	(100.0%)	1.0%	(1.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	97.7%	(98.7%)	97.4%	(98.2%)	2.3%	(1.3%)	2.6%	(1.8%)
	学術研究、専門・技術サービス業	94.8%	(95.6%)	95.8%	(97.3%)	5.2%	(4.4%)	4.2%	(2.7%)
	宿泊業、飲食サービス業	94.3%	(96.8%)	94.5%	(97.8%)	5.7%	(3.2%)	5.5%	(2.2%)
	生活関連サービス業、娯楽業	97.3%	(96.9%)	98.0%	(98.0%)	2.7%	(3.1%)	2.0%	(2.0%)
	教育、学習支援業	96.5%	(96.9%)	96.9%	(97.1%)	3.5%	(3.1%)	3.1%	(2.9%)
	医療、福祉	96.9%	(98.1%)	97.9%	(98.6%)	3.1%	(1.9%)	2.1%	(1.4%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	97.4%	(98.3%)	97.5%	(98.8%)	2.6%	(1.7%)	2.5%	(1.2%)
合計	97.0%	(97.4%)	97.5%	(98.2%)	3.0%	(2.6%)	2.5%	(1.8%)	

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表3 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以上 (含定年制なし)	②64歳 (H21年は63～64歳)	①+②合計
31～300人	8,460 (8,416)	913 (1,070)	9,373 (9,486)
	90.3% (88.7%)	9.7% (11.3%)	100.0% (100.0%)
31～50人	2,996 (2,870)	239 (269)	3,235 (3,139)
	92.6% (91.4%)	7.4% (8.6%)	100.0% (100.0%)
51～300人	5,464 (5,546)	674 (801)	6,138 (6,347)
	89.0% (87.4%)	11.0% (12.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1,121 (1,105)	222 (241)	1,343 (1,346)
	83.5% (82.1%)	16.5% (17.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	9,581 (9,521)	1,135 (1,311)	10,716 (10,832)
	89.4% (87.9%)	10.6% (12.1%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	6,585 (6,651)	896 (1,042)	7,481 (7,693)
	88.0% (86.5%)	12.0% (13.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年の定め廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	①+②+③合計
31～300人	326 (291)	1,334 (1,266)	7,713 (7,929)	9,373 (9,486)
	3.5% (3.1%)	14.2% (13.3%)	82.3% (83.6%)	100.0% (100.0%)
31～50人	166 (130)	560 (490)	2,509 (2,519)	3,235 (3,139)
	5.1% (4.1%)	17.3% (15.6%)	77.6% (80.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	160 (161)	774 (776)	5,204 (5,410)	6,138 (6,347)
	2.6% (2.5%)	12.6% (12.2%)	84.8% (85.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	8 (8)	82 (83)	1,253 (1,255)	1,343 (1,346)
	0.6% (0.6%)	6.1% (6.2%)	93.3% (93.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	334 (299)	1,416 (1,349)	8,966 (9,184)	10,716 (10,832)
	3.1% (2.8%)	13.2% (12.4%)	83.7% (84.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	168 (169)	856 (859)	6,457 (6,665)	7,481 (7,693)
	2.2% (2.2%)	11.4% (11.2%)	86.3% (86.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表4-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員	②基準該当者	①+②合計
31～300人	3,115 (3,041)	4,598 (4,888)	7,713 (7,929)
	40.4% (38.3%)	59.6% (61.7%)	100.0% (100.0%)
31～50人	1,238 (1,153)	1,271 (1,366)	2,509 (2,519)
	49.3% (45.8%)	50.7% (54.2%)	100.0% (100.0%)
51～300人	1,877 (1,888)	3,327 (3,522)	5,204 (5,410)
	36.1% (34.9%)	63.9% (65.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	253 (249)	1,000 (1,006)	1,253 (1,255)
	20.2% (19.8%)	79.8% (80.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	3,368 (3,290)	5,598 (5,894)	8,966 (9,184)
	37.6% (35.8%)	62.4% (64.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	2,130 (2,137)	4,327 (4,528)	6,457 (6,665)
	33.0% (32.1%)	67.0% (67.9%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表5 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

				合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	326 (291)	1,247 (1,174)	2,936 (2,853)	4,509 (4,318)	9,702 (9,775)
	3.4% (3.0%)	12.9% (12.0%)	30.3% (29.2%)	46.5% (44.2%)	100.0% (100.0%)
31～50人	166 (130)	533 (455)	1,181 (1,096)	1,880 (1,681)	3,381 (3,288)
	4.9% (4.0%)	15.8% (13.8%)	34.9% (33.3%)	55.6% (51.1%)	100.0% (100.0%)
51～300人	160 (161)	714 (719)	1,755 (1,757)	2,629 (2,637)	6,321 (6,487)
	2.5% (2.5%)	11.3% (11.1%)	27.8% (27.1%)	41.6% (40.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	8 (08)	68 (68)	232 (226)	308 (302)	1,350 (1,350)
	0.6% (0.6%)	5.0% (5.0%)	17.2% (16.7%)	22.8% (22.3%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	334 (299)	1,315 (1,242)	3,168 (3,079)	4,817 (4,620)	11,052 (11,125)
	3.0% (2.7%)	11.9% (11.1%)	28.7% (27.7%)	43.6% (41.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	168 (169)	782 (787)	1,987 (1,983)	2,937 (2,939)	7,671 (7,837)
	2.2% (2.2%)	10.2% (10.0%)	25.9% (25.3%)	38.3% (37.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

表6 「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

			継続雇用制度			合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	70歳以上定年	希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の制度で70歳以上		
31～300人	326 (291)	96 (76)	281 (238)	658 (672)	423 (326)	1,784 (1,603)	9,702 (9,775)
	3.4% (3.0%)	1.0% (0.8%)	2.9% (2.4%)	6.8% (6.9%)	4.4% (3.3%)	18.4% (16.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	166 (130)	55 (41)	127 (98)	202 (203)	138 (103)	688 (575)	3,381 (3,288)
	4.9% (4.0%)	1.6% (1.2%)	3.8% (3.0%)	6.0% (6.2%)	4.1% (3.1%)	20.3% (17.5%)	100.0% (100.0%)
51～300人	160 (161)	41 (35)	154 (140)	456 (469)	285 (223)	1,096 (1,028)	6,321 (6,487)
	2.5% (2.5%)	0.6% (0.5%)	2.4% (2.2%)	7.2% (7.2%)	4.5% (3.4%)	17.3% (15.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	8 (08)	3 (1)	13 (09)	72 (64)	57 (50)	153 (132)	1,350 (1,350)
	0.6% (0.6%)	0.2% (0.1%)	1.0% (0.7%)	5.3% (4.7%)	4.2% (3.7%)	11.3% (9.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	334 (299)	99 (77)	294 (247)	730 (736)	480 (376)	1,937 (1,735)	11,052 (11,125)
	3.0% (2.7%)	0.9% (0.7%)	2.7% (2.2%)	6.6% (6.6%)	4.3% (3.4%)	17.5% (15.6%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	168 (169)	44 (36)	167 (149)	528 (533)	342 (273)	1,249 (1,160)	7,671 (7,837)
	2.2% (2.2%)	0.6% (0.4%)	2.2% (1.9%)	6.9% (6.8%)	4.5% (3.5%)	16.3% (14.8%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

※「その他の制度で70歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度がある場合を指す。

表7 定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総 数 (人)	定年による離職者数 (継続雇用を希望しなかった者)		継続雇用を希望した者	継続雇用者		継続雇用を希望したが 基準に該当しなかったことによ る離職者		継続雇用 の終了によ る離職者数 (人)	
① 31人以上規模企業合計	11,052	40,942	10,925	26.7% (28.5%)	30,017	29,178	73.3% (71.5%) 100.0% (100.0%)	71.3% (69.4%) 97.2% (97.0%)	839	2.0% (2.1%) 2.8% (3.0%)	7,424
② 希望者全員の継続雇用制度により確 保措置を講じている企業	3,368	8,711	1,670	19.2% (19.9%)	7,041	7,028	80.8% (80.1%) 100.0% (100.0%)	80.7% (80.0%) 99.8% (99.9%)	13	0.1% (0.1%) 0.2% (0.1%)	1,634
③ 基準該当者の継続雇用制度により確 保措置を講じている企業	5,598	28,987	8,453	29.2% (31.2%)	20,534	19,730	70.8% (68.6%) 100.0% (100.0%)	68.1% (65.9%) 96.1% (95.8%)	804	2.8% (2.9%) 3.9% (4.2%)	5,379

※①は表4-1の「合計」、②及び③は表4-2の①及び②に、それぞれ対応している。

※()内は、平成22年6月1日現在の数値。

※平成23年6月1日時点では定年制がなかった場合や希望者全員の継続雇用制度を設けていた企業でも過去1年間においてそうではなかった場合には定年退職者や基準非該当離職者が生じていた場合もある。

表8 年齢別常用労働者数

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上	
5 1 人 以 上 規 模 企 業	平成17年	2,099,435人	(100.0)	104,115人	(100.0)	78,733人	(100.0)	25,382人	(100.0)
	平成18年	2,203,694人	(105.0)	116,377人	(111.8)	84,627人	(107.5)	31,750人	(125.1)
	平成19年	2,175,807人	(103.6)	135,574人	(130.2)	97,415人	(123.7)	38,159人	(150.3)
	平成20年	2,344,089人	(111.7)	174,490人	(167.6)	127,077人	(161.4)	47,413人	(186.8)
	平成21年	2,383,775人	(113.5)	196,630人	(188.9)	143,213人	(181.9)	53,417人	(210.5)
	平成22年	2,426,644人	(115.6)	222,566人	(213.8)	162,323人	(206.2)	60,243人	(237.3)
	平成23年	2,393,603人	(114.0)	231,360人	(222.2)	172,175人	(218.7)	59,185人	(233.2)
3 1 人 以 上 規 模 企 業	平成21年	2,515,478人	(100.0)	211,059人	(100.0)	152,991人	(100.0)	58,068人	(100.0)
	平成22年	2,557,423人	(101.7)	237,637人	(112.6)	172,627人	(112.8)	65,010人	(112.0)
	平成23年	2,528,351人	(100.5)	247,036人	(117.0)	183,150人	(119.7)	63,886人	(110.0)

(注)括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

(人)